

飯塚市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第22号

飯塚市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(飯塚市体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 飯塚市体育施設条例施行規則(平成25年飯塚市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第2条 専用若しくは部分利用する場合又は附属施設を利用する場合は、利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日までに飯塚市体育施設利用許可申請書を提出し、所定の使用料(指定管理施設については、利用料金。以下この条及び第6条において同じ。)を納付しなければならない。この場合において、施設管理者(指定管理施設については指定管理者を、指定管理施設を除く体育施設については市長をいう。以下同じ。)は、利用許可の申請を審査し、適当と認めるときは、利用許可書を申請者に交付する。</p> <p>2 個人利用する場合は、<u>券売機の発券</u>をもって、利用の申請及び許可とする。</p> <p>(使用料及び利用料金の減免)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書</p>	<p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第2条 専用若しくは部分利用する場合又は附属施設を利用する場合は、利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日までに飯塚市体育施設利用許可申請書(<u>様式第1号</u>)を提出し、所定の使用料(指定管理施設については、利用料金。以下この条及び第6条において同じ。)を納付しなければならない。この場合において、施設管理者(指定管理施設については指定管理者を、指定管理施設を除く体育施設については市長をいう。以下同じ。)は、利用許可の申請を審査し、適当と認めるときは、利用許可書(<u>様式第2号</u>)を申請者に交付する。</p> <p>2 個人利用する場合は、<u>申請者が所定の使用料を納付し、施設管理者が領収書を交付すること</u>をもって、利用の申請及び許可とする。</p> <p>(使用料及び利用料金の減免)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書</p>

を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 (略)

(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(指定管理者に係る読替え)

第12条 指定管理者のこの規則の様式の適用については、様式第1号及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第3号中「使用料減免申請書」とあるのは「利用料金減免申請書」と、「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用するものとする。

(補則)

第13条 (略)

様式第1号(第2条関係)

(略)

様式第2号(第2条関係)

(略)

様式第3号(第7条関係)

(略)

(飯塚市都市公園体育施設条例施行規則の一部を改正する規則)

第2条 飯塚市都市公園体育施設条例施行規則(平成26年飯塚市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(申請書等の様式)	(申請書等の様式)

第2条 条例第3条第1項の許可の申請は、利用許可申請書により行わなければならない。ただし、個人利用の場合にあつては券売機の発券又は回数券の提出をもって、温水シャワー設備の利用の場合にあつては利用料金の納入をもって、利用の申請及び許可とする。

(許可書の交付)

第3条 条例第3条第1項の規定により許可をしたときは、専用利用の場合にあつては利用許可書を発行して行うものとする。ただし、個人利用又は温水シャワー設備の利用については、この限りでない。

第5条 (略)

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。

第2条 条例第3条第1項の許可の申請は、利用許可申請書(様式第1号)により行わなければならない。ただし、温水シャワー設備の利用については、利用料金の納入をもって、利用の申請及び許可とする。

(許可書の交付)

第3条 条例第3条第1項の規定により許可をしたときは、専用利用の場合にあつては利用許可書(様式第2号)を、個人利用の場合にあつては個人利用回数券(様式第3号)を発行して行うものとする。ただし、温水シャワー設備の利用については、この限りでない。

第5条 (略)

2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書(様式第4号)により指定管理者に申請しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

(略)

様式第2号(第3条関係)

(略)

様式第3号(第3条関係)

(略)

様式第4号(第5条関係)

(略)

(飯塚市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則)

第3条 飯塚市総合体育館条例施行規則(令和5年飯塚市規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第2条 条例別表第2(1)に定める施設、附属設備(温水シャワー設備を除く。)又は器具を利用する場合は、利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日までに飯塚市総合体育館利用許可申請書を市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第7条第1項及び第4項を除き、以下同じ。)に提出し、所定の使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。この場合において、市長は、利用許可の申請を審査し、適当と認めたときは、利用許可書を申請者に交付する。</p> <p>2 トレーニング室を利用する場合又は個人利用をする場合は、<u>券売機の発券又は回数券の提出</u>をもって、利用の申請及び許可とする。</p> <p>3 会員利用をする場合は、飯塚市総合体育館会員登録申請書を提</p>	<p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第2条 条例別表第2(1)に定める施設、附属設備(温水シャワー設備を除く。)又は器具を利用する場合は、利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日までに飯塚市総合体育館利用許可申請書(<u>様式第1号</u>)を市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。第7条第1項及び第4項を除き、以下同じ。)に提出し、所定の使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。この場合において、市長は、利用許可の申請を審査し、適当と認めたときは、利用許可書(<u>様式第2号</u>)を申請者に交付する。</p> <p>2 トレーニング室を利用する場合又は個人利用をする場合は、<u>申請者が所定の使用料を納付し、市長が利用券を交付すること</u>をもって、利用の申請及び許可とする。</p> <p>3 会員利用をする場合は、飯塚市総合体育館会員登録申請書(<u>様</u></p>

出し、申請者が所定の使用料を納付し、市長が会員証を交付することをもち、利用の許可とする。

4 (略)

(使用料の減免)

第7条 (略)

2 (略)

3 第1項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 (略)

式第3号)を提出し、申請者が所定の使用料を納付し、市長が会員証(様式第4号)を交付することをもち、利用の許可とする。

4 (略)

(使用料の減免)

第7条 (略)

2 (略)

3 第1項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(指定管理者に係る読替え)

第12条 指定管理者のこの規則の様式の適用については、様式第1

号及び様式第2号中「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、

「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、様式第3号中

「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、様式第5号

中「使用料減免申請書」とあるのは「利用料金減免申請書」

と、「飯塚市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」と

あるのは「利用料金」と読み替えて適用するものとする。

(補則)

第13条 (略)

様式第1号(第2条関係)

(略)

様式第2号(第2条関係)

(略)

様式第3号(第2条関係)

(略)

様式第4号(第2条関係)

(略)

様式第5号(第7条関係)

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。